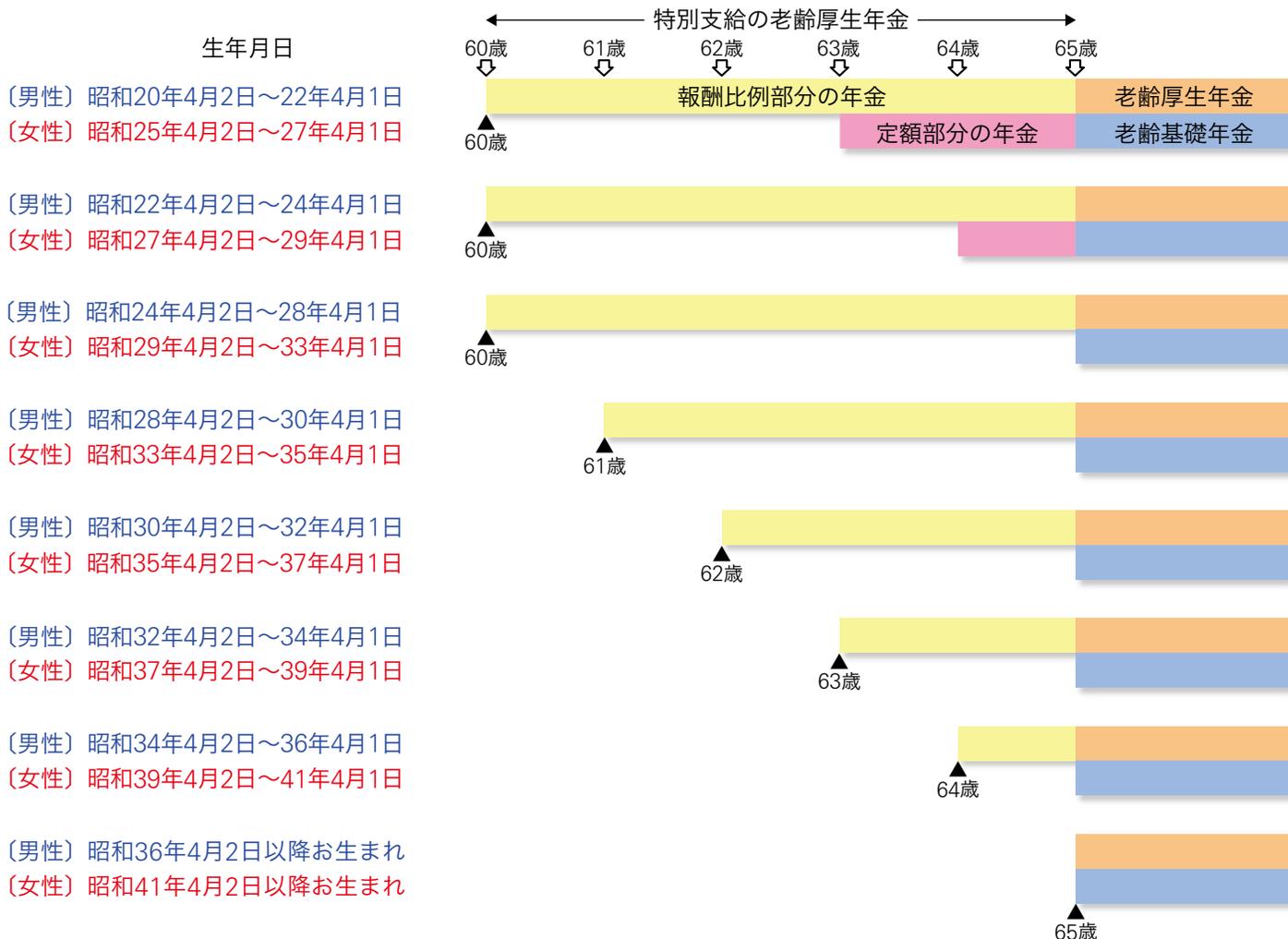


# 年金は何歳から受取れるのでしょうか？

## 厚生年金に加入(されていた方)の場合

- 厚生年金の加入期間が1年以上ある方で、年金を受取るための条件(加入年数等)を満たしている場合、生年月日に応じて、以下の図に記載の▲マークのある年齢から(特別支給の)老齢厚生年金を受取れる権利があります。
- 厚生年金の加入年数が1年未満の場合は、年金を受取るための条件を満たせば、65歳時からその分の老齢厚生年金を受取る権利があります。



- 厚生年金の加入期間が44年以上あるか、厚生年金の障害等級3級以上の障害に該当している場合で、いずれも退職された方は、報酬比例部分の受給開始年齢から定額部分の年金が支給されます。
- 上記記載の年金の他、条件に合えば、加給年金や振替加算を受給できる場合があります。
- 上記記載の生年月日以外の方の年金制度や仕組みにつきましては、年金相談会等でご確認ください。

## すべての期間を国民年金に加入(されていた方)の場合

- 国民年金の受給開始年齢は、原則**65歳**です。

※平成27年10月、共済年金は厚生年金に統合されましたが、男女共、受給開始年齢は上図の[男性]と同様です。  
 ※年金のお受取りを繰り上げたり、繰り下げたりできる制度もあります。ただし、受給額が減額される注意点(繰り上げの場合)があります。詳しくはご相談ください。